

つくば市防災会議条例

平成3年3月20日

条例第34号

改正 平成9年6月30日条例第39号

平成9年12月24日条例第57号

平成11年12月27日条例第23号

平成14年9月30日条例第45号

平成15年9月25日条例第34号

平成19年12月27日条例第45号

平成25年3月22日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、つくば市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平9条例39・平11条例23・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つくば市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてつくば市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること。

(平9条例39・平25条例3・一部改正)

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) つくば市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県知事の事務部局の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 教育委員会の教育長

- (7) 市職員のうちから市長が指定する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例39・平9条例57・平14条例45・平15条例34・平19条例45・平25条例3・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平9条例39・平14条例45・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平9条例39・一部改正)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第45号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第34号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第45号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。